

駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施要領

1 趣旨

自転車利用者のマナー欠如により、依然として府内の鉄道駅周辺には無秩序に自転車が放置されている。放置自転車は街の美観を損ねるだけでなく、歩行者や障がい者の通行の妨げとなり、道路や駅前広場の機能を著しく低下させる要因となっている。

そこで、11 月を「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」と定め、関係機関・団体が連携し、集中的に広報・指導・撤去を行うことにより、広く府民に「自転車を放置しない」、「自転車を放置させない」という意識の高揚を図り、放置自転車のない、きれいで安全なまちづくりの推進に努める。

2 実施期間

令和7年11月1日（土曜日）から30日（日曜日）までの間

3 実施主体

大阪府交通対策協議会、関係市町、在阪鉄道事業者

4 実施内容

（1）広報啓発

ポスターの掲示、啓発品の配布

駅前における放置自転車クリーンキャンペーンの実施

施設スポット放送の有効活用

（2）街頭指導

駅周辺における自転車利用者への街頭指導及び自転車駐車場への誘導

自転車駐車場マップ等の作成、配布

（3）放置自転車の撤去

放置禁止区域の指定及び放置自転車の集中的な撤去

5 配意事項

（1）自転車関連イベントとの相乗効果を狙った広報啓発

ひったくり・自転車盗等の防止を目的とした防犯イベントなど、自転車関連イベントとの相乗効果を狙った啓発活動の実施

（2）商業施設・教育機関と連携した広報啓発

駅前にある商業施設や、学生が最寄り駅として利用している教育機関と連携した広報啓発の実施

（3）自転車駐車場の整備等

駅周辺の自転車の需要の多い地域における自転車駐車場の整備（公共駐車場の活用、鉄道事業者等との協力等）及び自転車駐車場への分かりやすい案内